－今号の目次－

* 「こども未来戦略方針」が閣議決定される 1
* 事務連絡「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の『利用者負担額』及び『子育てのための施設等利用給付』等の取扱いについて」が発出される 3
* 通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」が発出される 5

-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**◆　「こども未来戦略方針」が閣議決定される**

令和5年6月13日、「こども未来戦略方針」が閣議決定されました。

これは、本ニュースNo.23－12でお伝えした「第5回こども未来戦略会議」で示された「こども未来戦略方針」案に加筆修正が行われ、閣議決定されたものです。この「こども未来戦略方針」も踏まえた内容が、今月策定される「骨太の方針」に反映される予定です。

「こども未来戦略方針」では、今後の「こども・子育て政策の強化」に向けた「3つの基本理念」が掲げられ、今後3年間の集中的な取組として行われる「加速化プラン」において実施される具体的な施策および財源の考え方が示されています。

特に保育に関連する具体的な施策として、下記が示されています。

（全保協事務局抜粋）

|  |
| --- |
| Ⅲ．「加速化プラン」～今後3年間の集中的な取組～Ⅲ-１．「加速化プラン」において実施する具体的な施策２．全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充（２）幼児教育・保育の質の向上～75年ぶりの配置基準改善と更なる処遇改善～〇　待機児童対策の推進により量の拡大は進んだものの、一方で、昨今、幼児教育・保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案などにより子育て世帯が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。〇　このため、保育所・幼稚園・認定こども園の運営費の基準となる公的価格の改善について、公的価格評価検討委員会中間整理（2021年12月）を踏まえた費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。〇　具体的には、「社会保障と税の一体改革」以降積み残された1歳児及び4・5歳児の職員配置基準について1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善するとともに、民間給与動向等を踏まえた保育士等の更なる処遇改善を検討する。（３）全ての子育て家庭を対象とした保育の拡充～「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設～〇　0～2歳児の約6割を占める未就園児を含め、子育て家庭の多くが「孤立した育児」の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見がある。全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度（仮称）」）を創設する。具体的な制度設計に当たっては、基盤整備を進めつつ、地域における提供体制の状況も見極めながら、速やかに全国的な制度とすべく、本年度中に未就園児のモデル事業を更に拡充させ、2024年度からは制度の本格実施を見据えた形で実施する。あわせて、病児保育の安定的な運営に資するよう、事業の充実を図る。 |

上記のとおり、「こども未来戦略方針」案でも示されていた職員配置基準の改善や更なる処遇改善が明記されるとともに、「こども誰でも通園制度（仮称）」についても記載されています。

「こども未来戦略方針」は下記ホームページをご参照ください。

* 内閣官房トップページ > 各種本部・会議等の活動情報 > こども未来戦略会議

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo\_mirai/index.html

なお、職員配置基準の改善については、「こども未来戦略方針」案が示された後の、小倉大臣記者会見（6月2日）において言及がありました。発言要旨について下記をご確認ください。

|  |
| --- |
| （問）昨日公表された、こども未来戦略会議の素案についてお伺いいたします。大臣の受け止めと、保育士の配置基準の改善については時期が明確ではありませんが、いつ頃からを考えていらっしゃるのでしょうか。（答）（略）保育士等の配置基準の改善の時期についてお尋ねがございました。今般のこども未来戦略方針案におきましては、「昨今、子育て世代が不安を抱えており、安心してこどもを預けられる体制整備を急ぐ必要がある。このため費用の使途の見える化を進め、保育人材確保、待機児童解消その他関連する施策との関係を整理しつつ、取組を進める。具体的には、1歳児及び4・5歳児の配置基準については、1歳児は6対1から5対1へ、4・5歳児は30対1から25対1へと改善する」とされたところであります。この配置基準の改善は、これまで御説明を申し上げたとおり、加算措置により実施することになると考えておりますが、今般の素案を踏まえながら令和6年度予算にこれを盛り込むべく、その具体的な内容については令和6年度の予算編成過程において詰めていきたいと考えております。（問）令和6年度の保育士等の配置基準の関係ですが、令和6年度の予算に盛り込むということは、始める時期はどうなるのでしょうか。（答）正に令和6年度の予算に盛り込むということでありますので、来年度予算ということになりますが、繰り返し申し上げておりますように、配置改善をするに当たっては、十分な数の保育士の確保等々、様々な事情もございます。そういった事情をしっかり勘案し、それについての議論を深めた上で令和6年度の予算案に盛り込むべく議論を更に進めていくということでありますので、私の考えとしては、令和6年度から何らかの配置改善に向けた内容を盛り込んでいきたいということであります。 |

会見の詳細は、こども家庭庁ホームページをご確認ください。

* こども家庭庁トップページ > 大臣等会見 > 小倉大臣記者会見（令和5年6月2日）

<https://www.cfa.go.jp/speech/DEIB7tf3/>

**◆　事務連絡「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の『利用者負担額』及び『子育てのための施設等利用給付』等の取扱いについて」が発出される**

令和5年6月7日、事務連絡「新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休園等した場合の『利用者負担額』及び『子育てのための施設等利用給付』等の取扱いについて」が発出されました。

これは、令和3年1月7日に示された、保育所等が臨時休園等した場合の新型コロナウイルス感染症に係る利用者負担額の減免措置が令和4年度末に廃止されたこと等にともなって、令和3年1月7日事務連絡の廃止を連絡するものです。

なお、令和3年1月7日事務連絡で示されていた施設等利用給付費の取り扱いについては、新型コロナウイルス感染症が5類感染症に変更されたことをもって終了となりますが、利用者や特定子ども・子育て支援施設等への周知を行う必要があることから、令和5年6月30日まで従前の取り扱いとすることが可能とされています。

また、同日、事務連絡「公定価格に関するFAQ（よくある質問）の更新（Ver.22）について」も発出されています。

【追加されたFAQ】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| No. | 事項 | 問 | 答 |
| 210 | 施設関係者評価加算 | 公開保育をオンラインで実施した場合は加算の要件を満たすものとしてよいのでしょうか。 | 施設評価のみを実施するのではなく、公開保育の取組と組み合わせて施設関係者による評価を実施する施設については、加算額が増額されますが、公開保育をオンラインで実施した場合も、対面により実施した場合と同様に増額の要件を満たしたこととなります。 |
| 211 | 小学校接続加算/主幹教諭等専任加算/主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取り組みを実施していない場合 | 小学校との交流活動をオンラインで実施した場合は加算の要件を満たすものとしてよいのでしょうか。 | 「交流活動」をオンラインで実施した場合も、対面により実施した場合と同様に要件を満たしたこととなります。 |
| 212 | 公定価格 | 災害や感染症が発生し、施設等が臨時休園等を行った場合に、施設型給付等の支給はどうなるのでしょうか。 | 災害や感染症が発生し、臨時休園等を行った場合においても、教育・保育の提供体制を維持するため、通常どおり給付費を支給します。各種加算や加減調整・乗除調整の取扱いについては、その影響を除いた通常の状態に基づいて適用を判断します。なお、通常どおり給付を行い、施設の収入を保証することとしていることから、人件費の支出についても、これを踏まえて適切にご対応いただくべきと考えております。 |

詳細は、別添PDFをご確認ください。

**◆　通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」が発出される**

令和5年6月7日、通知「施設型給付費等に係る処遇改善等加算について」が発出されました。本通知では下記の措置が図られています。

|  |
| --- |
| * 「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、本通知に基づく都道府県の事務の実施を希望する市町村への権限委譲や加算Ⅱの配分方法の更なる緩和
* 「子ども・子育て支援新制度施行後５年の見直しに係る対応方針について」を踏まえ、処遇改善等加算の賃金改善の起点を前年度とし、計画・実績報告の手続を簡素化
* 「令和元年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、加算Ⅰの加算率の認定に係る職員の経験年数について、年金加入記録等による推認が可能なことを明確化
* 「待機児童解消、子どもの貧困対策等の子ども・子育て支援施策に関する会計検査の結果について」を踏まえ、処遇改善等加算による賃金改善に要した費用について、前年度の加算額に係る残額の支払分を除くことを明確化
 |

詳細は、こども家庭庁ホームページをご確認ください。

* こども家庭庁トップページ > 政策 > 子ども・子育て支援制度（「公定価格に関する情報」に掲載）

https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/